

電波監理審議会（第973回）議事要旨

1 日 時

平成23年12月9日（金）10:00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

原田 秀雄（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

川端総務大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、稲田官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立ての付議について （付議第3号）

審議の結果、審理を主宰する審理官を指名し、審理の手続を開始することを決定した。

【内容】

株式会社ひのきの再放送同意に関する裁定申請に対して平成23年10月20日に総務大臣が行った拒否処分について、同社から異議申立てがなされたもの。

(2) 基幹放送普及計画の一部変更案について （諮問第31号）

(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について （諮問第32号）

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

平成24年4月1日以降、栃木県と群馬県でNHKの県域放送が実施できるよう、関連規定の整備を行うもの。

(4) 外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について (諮問第33号)

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

有線テレビジョン放送事業者を介して外国人向けテレビジョン国際放送を国内で視聴できるようにするNHKの業務について、平成24年1月からも継続して実施できるように認可されるもの。

(5) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案、3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案及び特定公示局を定める告示案について ~3.9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備~ (諮問第34号)

(6) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第35号)

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり改正等することが適当との答申をした。

【内容】

3.9世代移動通信システムの普及を図るため、900MHz帯の周波数の割当て等を実施すべく関連規定の整備を行うもの。

(文責：電波監理審議会事務局)